

＜公益社団法人 大阪自然環境保全協会 役員選出規程＞

1. 役員（理事および監事）は、総会における出席正会員の投票によって選出される。ただし、委任の場合、あらかじめ配布された投票用紙により投票する。
2. 理事会は、理事の総数が最多定数（20 人）に満たない場合、必要に応じて増員選挙を行う。
3. 選挙の運営・管理は、独立した選挙管理委員会が統括する。選挙管理委員の業務は、立候補の受付、投票用紙の管理、総会当日の選挙管理等とする。
4. 選挙管理委員については、役員立候補者の公募に先立ち、正会員若干名を公募する。応募がない場合、理事会が正会員の中から委嘱する。
5. 役員の立候補者は、正会員の中から公募する。立候補者名簿は、あらかじめ定められた期日までに届け出のあった正会員で構成する。立候補にあたっては、正会員 5 名以上の推薦を必要とする。
6. 役員選挙の被選挙権を有する者は、総会（臨時総会を含む）を開催する当該年度の前年度を通して正会員または協力会員であり、かつ引き続き当該年度に正会員会費を納付し在籍している正会員とする。
7. 不信任票が有効得票数の過半数となった立候補者は役員に選任されない。
8. 理事立候補者がその最多定数 20 人を超えた場合、また、監事立候補者が 2 人を超えた場合、それぞれの、得票数の多い候補から順に選任されるものとし、得票数が同数の場合、再度、出席者による投票を行う。

以 上